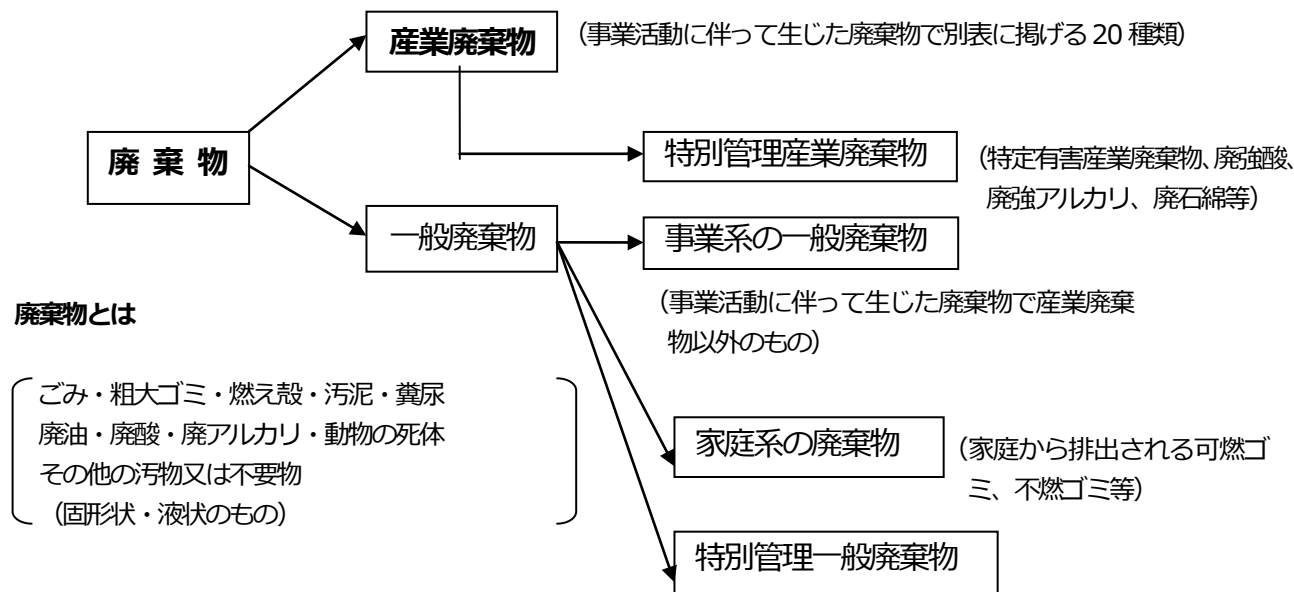


# I 廃棄物の分類

廃棄物は次のように分類されます



事業活動とは	事業活動とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念として捉えています。
事業系の一般廃棄物の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所から出る紙くず</li> <li>・飲食店から出る調理くず</li> <li>・事業所の庭から排出する選定枝</li> <li>・実験動物や愛玩動物の死体</li> <li>・魚市場から出る魚介類残さ</li> <li>・造園業から排出される剪定枝</li> <li>・一般廃棄物を焼却した燃え殻 等</li> </ul>
量が多いのが産業廃棄物か？	量に係る規定がないため、個人事業者等の事業規模が小さいものから排出される場合や、1回の排出量が極めて微量であっても産業廃棄物となります。

～ 一般廃棄物の処理に関しては佐世保市にて処理します。～

～ 「産業廃棄物は排出事業者が処理する」という原則です～

- 産業廃棄物は量の多少に関わらず、排出事業者である皆さんが、責任をもって保管、運搬、処分をしなければなりません。
- **自分で処理できない場合は**、委託基準に従って、佐世保市長の許可を受けた許可業者に産業廃棄物の処理を委託する事になります。

## Ⅱ 委託契約とは

～許可業者への依頼処理には「契約書」が必要です～

- 契約は口頭ではなく、必ず書面で行わなければなりません。
- 契約書は契約終了後から**5年間保存**するよう法で定められています。

産業廃棄物の委託処理(収集運搬、処分)には、収集運搬業者と処分業者でそれぞれの委託契約書を作成して契約する必要があります。ただし、収集運搬及び処分を同一の業者に委託する場合は、一つの契約書で行うことができます。この契約書には、処分先や料金など下記に掲げる項目が含まなければなりません。

### 委託契約書に記載すべき事項

(廃棄物処理法施行令第6条の2Ⅳ、施行規則第8条の4の2)

- ア 委託する産業廃棄物の種類、数量
- イ 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地  
積替え保管を行う場合は、その場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限(当該産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え保管場所において他の廃棄物と混合することの許否)
- ウ 処分又は再生を委託する場合は、その処分等の場所の所在地、その方法、施設の処理能力
- エ (中間処理委託の場合) 最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
- オ 委託契約の有効期間
- カ 委託者が受託者に支払う料金(数量及び単価)及びその支払方法
- キ 受託業者の許可の事業範囲(収集運搬、処分の別、取り扱える廃棄物の種類)
- ク 積替え・保管を行う場合は、当該場所の所在地、当該場所で保管できる産業廃棄物の種類、当該場所に係る積替えのための保管上限
- ケ 安定型産業廃棄物を積替え保管する場合、当該積替え保管場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- コ 受託者が適正な処理を行うため必要な次に掲げる事項に関する情報等
  - ・当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
  - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状変化に関する事項
  - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- サ 運搬、処分終了時の委託者への報告に関する事項
- シ 契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- ス 委託契約の添付書類：業務受託者の許可証の写し等の書面

### Ⅲ マニフェストとは

#### 1 産業廃棄物の処理委託にはマニフェストが必要です～

委託業者に産業廃棄物を引き渡す際は、必ずマニフェストを交付しなければなりません。(廃棄物処理法第12条の3)

マニフェストは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、廃棄物の種類、数量、性状、収集運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項等を記載したマニフェストを積荷とともに流通させることにより、廃棄物の流れや処理方法を自ら把握・管理するシステムです。

マニフェストは7枚綴り(A・B1・B2・C1・C2・D・E)となっており、B2・D・Eは処理が完了したら排出事業者に戻ってくるようになっております。

#### 2 マニフェストの流れ

戻ってきたマニフェストは、**5年間保存する**ように定められています。その際には、**同じ交付番号の[A、B2、D、E]各票を組**にして整理し、**綴っておいてください**。

※廃棄物処理法施行規則第8条の21(様式第2号の15)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称		事業場	名称		
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号		
産業廃棄物	種類		数量	荷姿		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
最終処分の 場所	所在地					
運搬 受託者	氏名又は名称		運搬先の事 業場	名称		
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号		
処分 受託者	氏名又は名称		積替え又は 保管	所在地 〒		
	住所 〒 電話番号			電話番号		
運搬 担当者	氏名 受領印	運搬終了 年月日	平成 年 月 日	有価物 収集量	平成 年 月 日	
処分 担当者	氏名 受領印	処分終了 年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月 日	平成 年 月 日	
最終処分を 行った場所	所在地					
(記載上の注意)						
1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。						
2 余白には余線を引くこと。						
3 「数量」及び「有価物収集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。						
4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。						

#### 3 マニフェスト用紙の販売については

佐世保市内での販売取扱所

(社)長崎県産業廃棄物協会  
〒850-0874 長崎県長崎市魚の町  
1-23 フォーレ長崎105号  
TEL 095-832-8620

共和産業(株)  
〒858-0922  
佐世保市鹿子前町947  
TEL 0956-28-6368